

川崎の男女共同社会を **すすめる会通信** No.194

●連絡先 藤井光子 hymico@me.com ☎&FAX 044-944-7872 ●発行日2019年1月10日
〒214-0003 川崎市多摩区菅稲田堤3-8-2-503 ●HP <http://web-k2.jp/ssk1985/>

あけましておめでとうございます

昨年は女性たちの声が大きく社会を動かした年でした。日本でも #Me To (私も) 運動が高まり、セクハラやパワハラを告発しました。医大の女性に対する入試差別が次々と明らかになり社会問題に。医学生たちが14,880人分の署名を文科省に提出しました。非正規で働く人は2036万人でその55.8%が女性です(2017年国民生活基礎調査の概況)。貧困や格差問題に取り組みが広がっています

世界経済フォーラムの「男女平等ランキング2017」では、日本は149カ国中110位。前年より3位下がりました。世界女性議員比率では日本は衆議院160位(2018.11.1)と極めて低い状況が続いています。そういう中で、子ども・子育て政策の充実を目指す衆参国會議員が結成した「超党派ママパパ議員連盟」、地方議員で作る「出産議員ネットワーク」の活動が注目を浴びています。

今年国連で女性差別撤廃条約が採択されてから40年。ILOは2019年、セクハラ・パワハラを防止するための条約を制定する方針を決めています。日本は男女雇用機会均等法でセクハラ防止措置義務を企業に課しているがセクハラ定義は定まっています。

女性パワーと解決すべきジェンダーの問題が溢れてくる2019年、すすめる会もこれらの課題に微力ながら向き合いたいと思います。

2019年度 第36回総会のご案内

日時 5月11日(土)13:30~16:00

場所 すくらむ21 多目的室

◆第1部 第1部 総会

- ・2018年度 活動報告/活動のまとめ
会計報告/会計監査報告
- ・2019年度 活動計画案/予算案など

◆第2部 ドキュメンタリー上映予定

たたかいつづける女たち

～均等法前夜から明日へバトンをつなぐ～
お話し 講師交渉中



すくらむ21
12/2 シネマ&トーク
たたかいつづける女たち
を見ました。均等法成立から30年、雇用形態の多様化で格差が広がり新たな差別が。まさにすすめる会が広めたいドキュメンタリー映画でした。「総会で再上映しよう!」と一致したのです。



すすめる会も
パネル展示参加します!
ごえん楽市 2/2(土)
10:00~16:00
中原市館・市民活動センター
見て、聞いて、楽しんで、
川崎の市民活動を知ろう!
89団体が参加し、活動紹介、
体験企画、フリーマーケット
などなど楽しい企画一杯

技能実習制度をめぐる入管法等「改正」の問題

山口 毅大

弁護士（川崎合同法律事務所・NPO法人ワーカーズネッかわき）

2018年12月8日、臨時国会にて出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます。）等の「改正」案が可決され、成立しました。ですが、この入管法等の「改正」は、技能移転を通じた開発途上国への国際協力という目的の下で、実際には、現状の技能実習生を安価な労働力として酷使し、外国人労働者に対する深刻な人権侵害を解消するどころか、よりいっそう拡大させるという問題があります。

厚生労働省の公表によれば、日本国内の外国人労働者数は、約127万人で、そのうち技能実習生として来日し、働いている外国人労働者数は、約15万人です。

この技能実習生の就労についての問題点としては、

- ①職場移転の自由が認められていない点
- ②解雇等により離職することになれば、母国への帰国を余儀なくされる点
- ③これら①、②の問題から、技能実習生は、雇用主の命令が理不尽なものでも、従わざるを得ない状況に置かれ、低賃金での長時間労働を余儀なくされ、セクハラ、パワハラ等の被害を受けるケースが多いという点
- ④来日するまでの過程において、技能実習生は、その母国においてブローカーから中間搾取され、多額の借金を背負っているケースが多いという点等が挙げられます。

実際に、2017年の全国の労働局や労働基準監督署が、監督指導を行った技能実習生の実習実施者（受け入れた雇用主）のうち、労働基準関係法令違反が認められた事業場は、70.8%にのぼっています。

国際的にも、現在の技能実習生の就労実態において、深刻な人権侵害が起きていることにつき、米国国務省、ILO総会、国連の自由権規約委員会等で、「強制労働」、「人身取引」として、批判を受けています。

今回の入管法等の「改正」では、技能実習制度は、廃止されず、外国人労働者の受け入れ拡大のために、技能実習2号を終了した者が「特定技能1号」へ移行することが予定され、

技能実習制度と同様の問題が生じることのみならず、その規模が拡大することが予想されます。

他方、これらの問題についての対策は、成立後に詳細を省令等で決めるとされています。ですが、本来としては、国会の議論を通じて、これらの問題を直視し、これらの問題を解決する方策を法律に盛り込むべきでした。

それどころか、実際には、政府は、これらの問題点を覆い隠そうとしていました。具体的には、2018年11月16日、失踪した外国人技能実習生に関する聴き取り調査について、その動機として、従前「より高い賃金を求めて」が約87%としていましたが、実際には、そのような質問項目は存在せず、「低賃金」が67.2%でした。

さらに、最低賃金未満で働いた実習生は、67%にもものぼると報道されています。これは、単なるミスではなく、実態を包み隠して、安価な労働力確保という経済界の要望を優先するという結論ありきといわざるをえません。

このように、今回の入管法等の「改正」は、重大な問題を抱えております。

したがって、技能実習制度の問題点を十分に把握、検証した上で、これらの結果を踏まえて、上記問題が解消される制度を創設することが必要です。

新たな在留資格の概要

	特定技能1号	特定技能2号
対象業種	人手不足が深刻で外国人材の確保が必要と国が認める分野	
主な要件	相当程度の知識または経験を要する技能	熟練した技能
在留期間 家族帯同	上限5年 家族帯同不可	規定を整備



今まで、非正規職で働くシングル女性の問題について書かせていただいたが、この問題には、人権的問題や、雇用・労働問題、世の中の差別や偏見など、様々な社会的構造の問題が絡んでいる。日本では未だに経済的結婚を選ぶ女性が多く、本来の愛からなる結婚を選ぶ女性が少ない。ましてや、独身を選ぶ女性には、世間からの偏見や親類からのバッシング、更に貧困状態となることを覚悟しなくてはならない。

私は昨年9月2日に東大の本郷キャンパスにて行われた「日本住宅会議」主催の日韓共同開催セミナーに参加し、テーマである「女性の貧困」について、様々な団体の代表者や、活動家、研究者の方からの講義を聞いた。その中で、女性のホームレス問題を研究している、立命館大学産業社会学部准教授の丸山里美氏の報告の中に「2000年以降、女性からのDV被害相談件数は増えているにも関わらず、離婚率が低くなっている」という話を聞き、大変ショックを受けた。DV被害に遭っていても、経済的に自立出来ない女性が多いため、離婚をせずに我慢を強いられている女性が増えているということだからだ。

(参考: 日本と韓国の居住貧困セミナー 概要)

独身者だけでなく、結婚してからも経済的自立が難しい女性が沢山いることがわかった。

そして、これらの貧困問題を解決する方法は、住宅支援政策にあるのではないかと思うようになった。例えば、他先進国では、「住宅は行政が提供する」という考えがあり、所得により公的住宅が市民に与えられている。日本のような、住宅の取得を自己責任としていないのである。

日本でも公的住宅はあるが、単身者の入居資格は、高齢者とシングルマザー、低所得者(年収180万円以下程度)の枠のみで、多くの非正規雇用で生活している単身女性には当てはまらない。更に、この入居基準を仮に満たしたとしても、都営住宅の単身者応募倍率は、現在50倍にも膨らんでおり、公的住宅が不足していることは明らかだ。

しかし、資本主義社会の日本では、公的住宅を増やすどころか、ディベロッパーに土地を売るため、公的住宅の取り壊しを進めているのが現状だ。住宅問題が各政党の政策の課題となるような、住宅支援ムーブメントを起こさなければ、弱者は自己責任論のもとに、今後も切り捨てられ、それは若年層にも広がるであろう。

すすめる会の活動が
すくらむ21のHPに掲載されています

●かわさきで活躍する人々のインタビューに掲載されました。

<https://www.scrum21.or.jp/interview/sc27128.html>

協働事業の実施団体にインターンシップの学生がインタビューしました。すすめる会の歴史や理念やこれまでの活動を、学生が受け止めて書いています。

●すくらむ21まつり

展示とシール投票(子どもたちに聞く夫婦別姓)

<https://www.scrum21.or.jp/project/event/>

親が子どもを促したり、説明してくれたり。「私も職場は旧姓」「うちは別姓」などの声も。

日時 2018年9月2日 10:00~18:00

場所 東京大学 本郷キャンパス 法文2号館 2番大教室
〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1
https://www.u-tokyo.ac.jp/campusmap/cam01_01_02_j.html

趣旨 第34回日本住宅会議サマースペシャルは、初の日韓共同サマースペシャルとして開催し、両国の居住貧困の全体像に迫りつつ、居住貧困問題の重要な一角である女性の居住貧困に焦点をあてて考えていきます。
深刻化する居住の危機に対する居住支援の政策化は、日本においても生活困窮者自立支援制度や新しい住宅セーフティネット制度などに見られますが、困窮する人々の広がりや課題は多岐に渡っており、その実効性を問うものとなっています。
本セミナーでは、日本と韓国における居住貧困、そしてホームレス女性、DV、移住者や母子世帯等の実態と支援について取り上げ、居住貧困を貫く根本問題や、日本・韓国の固有の問題等を明らかにしたいと思います。双方向きの学びの場の中で、議論を深められることを期待しています。双方向きの学びの場の中で、多くの皆さまの積極的なご参加をお待ちしています。

9:30 受付開始
10:00 開会挨拶 ●塩崎賢明(日本住宅会議理事長)
主旨説明 ●中島明子(日本住宅会議理事/日韓共同サマースペシャル実行委員長)
10:15 基調講演 ●竹信三恵子(和光大学教授)
「日本の女性の貧困はなぜ注目されたのか〜居住問題の側面から」
11:15 基調報告1 ●福業剛(つくろい東京ファンド代表理事)
「拡大する住まいの貧困とハウジングファースト」
11:45 基調報告2 ●金承喜(ベルンス) (江原大学不動産学准教授)
「韓国における居住貧困」
12:45 (昼食休憩)
13:30 韓国報告
報告① ●張希貞(ジンヒョン) (仁川(インチョン)母子世帯支援センター、センター長)
「韓国における母子世帯の居住安定と養育」
報告② ●鄭惠美(ジョンヘリメ) (移住民放送 MVMVTV 代表)
「ビニルハウスは家ではない〜農業移住労働者の居住問題」
報告③ ●任惠淳(ウムヘスン) (コミュニケーションコンサルティング・グラム代表)
「都市再生とシェアハウス」
15:30 (休憩)
15:45 日本報告
報告① ●飯東美智子(国立保健医療科学院生活環境研究所 上席主任研究員)
「新たな住宅セーフティネット制度」
報告② ●丸山里美(立命館大学産業社会学部准教授)
「日本のホームレス女性の現状」
報告③ ●横田千代子(いずみ施設長)
「婦人保護施設:住環境の変遷〜管理から「暮らしづくり」へ」
16:45 質問・意見交換
18:00 閉会
18:30 ~ 懇親会(自由参加)

2018日韓共同サマースペシャル

日本と韓国の居住貧困

貧困女性住まい

主催: 日本住宅会議/韓米友誼会
協賛: 国際の住まいを守る会
後援: ミニコンサール

女性ニュース

・米議会で女性最多に

11月6日の中間選挙では、トランプ政権の評価が初めて全国規模で問われました。

与党共和党は上院で100議席中53議席と過半数を維持しが、下院では435議席中200議席にと大幅に後退した。

女性蔑視を繰り返すトランプ大統領への反発などを背景に多くの女性が当選した。上院は24人、下院は127人となり連邦議会の女性議員数は過去最多となった。野党民主党が235議席を制した、イスラム教徒や先住民、性的マイノリティー(LGBT)の知事・議員も誕生した。

2019年1月3日に連邦議会の新会期となる第116議会(会期2年)が開かれ、下院議長にナンシー・ペロシ(73)を選出した。彼女は民主党の重鎮で2007～2011年にも女性初の議長を務めた。

・第31回神奈川地域社会事業賞

12月8日にかわさき助産師ネットワークSUN2が神奈川新聞社と同厚生事業団から表彰を受けた。2001年1月にお母さんと赤ちゃんのために「さんさん」と輝く助産師集団を目指して設立され、現在の会員は25人。「おっばいマップ」を3年に1度改訂し、病院の母乳外来や助産院の相談室など、母乳に関する悩み事を相談できる市内の情報を網羅し配布。相談活動にも積極的に取り組み評価された。

・ハラスメント禁止法の制定を

12月26日 性暴力やハラスメントに反対する「we too japan」と日本労働弁護団は、厚生労働省に「ハラスメントを禁止する包括的な法整備を求める署名」をそれぞれ1万筆以上提出した。

同省内で提出後の共同記者会見が開かれ、新村響子労働弁護団事務局次長は「労働法制審議会で、使用者側が法的拘束力のあるパワハラ禁止に反対している。事務局案でパワハラ防止の事業主の措置義務を導入する方向だが、それは最低限の第1歩であり、まだまだ不足している」と指摘した。we too japanのメンバー土井香苗弁護士は「あらゆるハラスメントを禁止し、被害者・加害者の対象を広くとらえ救済、相談の仕組みを整備すべき」と強調した。同メンバーでフリージャーナリストの伊藤詩

織さんは「被害者にも・加害者にも傍観者にもなってはいけない」と強調し、地震の被害が休職活動中だったことから「就活生やフリーランスなども保護対象とすべき」と述べた。

・女性管理職1割ならず

12月27日に内閣府の資料で、都道府県庁の管理職(課長級以上)に女性が占める割合は、今年4月時点で9.7%だったことがわかった。前年より0.7%増え過去最高となるが1割には届かなかった。政府目標は「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」としてるが程遠い現状だ。

都道府県による差も大きく、最も高いのは鳥取県で20.0%、東京都16.6%、岐阜県13.5%、最も低いのは北海道5.2%、神奈川県は12.0%。政令指定都市は14.1%、市区町村は14.7%だった。

内閣府は「いきなり数字を上げるのは難しく、採用を増やすなど長期的な取り組みが必要」としている。

・出生前診断 急増

12月28日までに国立成育医療研究センターなどのチームの調査で、出産前に胎児の異常を調べる診断が2016年は約7万件おこなわれ、2006年と比較すると2.4倍に増えたとみられる。学会が把握しきれない無認定施設での事例も含めると実際にはさらに多い可能性もある。

比較的风险の高い高齢妊娠が増えていることが背景にあると考えられる。

急な伸びを示しているが、国内の妊婦全体の1割未満で、2010年時点で7割を超えたイギリス、フランス、デンマークに比べるとまだ低いといえる。

これからの活動

1月11日(金) 幹事会 10:00～すくらむ21

2月2日(土) ごえん楽市 10:00～16:00

市民活動センター 展示参加

2月23日(土) 協働事業報告会

活動日誌

10月31日 通信印刷・発送

11月12日(月) 幹事会 14:00～すくらむ21

11月16日(金) 労働街頭相談 溝の口駅 19:00～

11月19日(月) ワーカーズネットかわさき運営委員会

12月7日(金) 14:00～幹事会 すくらむ21

12月17日(月) ワーカーズネットかわさき運営委員会